

○伊豆の国市特別職報酬等審議会条例

平成17年11月30日

条例第148号

(設置)

第1条 議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について調査及び審議するため、伊豆の国市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（一部改正〔平成19年条例1号・20年19号・27年4号〕）

(諮問)

第2条 市長は、報酬等の額に関する条例の制定又は改廃の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内で組織する。

(委員)

第4条 審議会の委員は、市の区域内の公共的団体の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、市長の諮問に係る答申を終えた日までとする。

(解嘱)

第6条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反したとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長)

第7条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、会長が行う。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊豆の国市条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年3月6日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正法附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合、その在職の間においては、（中略）改正前の伊豆の国市特別職報酬等審議会条例第1条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成20年8月20日条例第19号）

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成27年3月2日条例第4号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。